

千代田区障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 28 日

千 代 田 区 長           樋     口     高     顕

千代田区規則第39号

千代田区障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

千代田区障害者福祉手当条例施行規則（昭和48年千代田区規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号の表中「3,661,000円」を「3,758,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 5 条の規定は、令和 8 年 8 月以後の月分の障害者福祉手当の支給について適用し、同年 7 月以前の月分の障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。